

盛岡 広域振興局長

提出者 国立大学法人岩手大学
 住所 〒020-8550
 岩手県盛岡市上田三丁目18-8
 氏名 学長 小川 智
 法人にあつては、その名称及び代表者の氏名、

地球温暖化対策（変更）計画書

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例第82条第1項（第82条第2項）の規定により、次のとおり提出します。

1. 事業者に関する事項

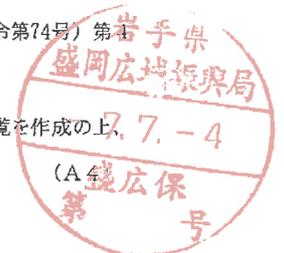
主たる工場又は事業場の名称	国立大学法人岩手大学	* 整理番号	
主たる工場又は事業場の所在地	岩手県盛岡市上田三丁目18-8	* 受理年月日	年 月 日
エネルギー使用量	3,782 kl	* 施設番号	
自動車の使用台数	47 台		
二酸化炭素の排出の状況	別紙のとおり。		
二酸化炭素の排出の抑制のための措置			
その他の地球温暖化の対策に関する事項			
変更年月日及び理由	年 月 日		
エネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に定める連鎖化事業者	該当しない		

2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	エネルギーの使用量
上田団地	〒020-8550 盛岡市上田三丁目18-8	3,314 kℓ
加賀野団地	〒020-0807 盛岡市加賀野二丁目6-1	201 kℓ
東安庭団地	〒020-0824 盛岡市東安庭三丁目4-20	49 kℓ

備考1 *印の欄には、記載しないこと。

- エネルギー使用量の欄は県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則第39条第1項に規定する工場又は事業場に該当する場合に、自動車の使用台数の欄は同条第2項に該当する場合に、記載してください。
- エネルギー使用量については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）第8条の方法により原油の数量へ換算した量を記載してください。
- 変更計画書の場合には、変更のある部分について、変更前及び変更後の内容を対照させてください。
2. 県内に設置している工場又は事業所並びに店舗の一覧の記載欄が足りない場合には、別に（別途）一覧を作成の上、添付してください。



別紙 その1 (工場又は事業者用)

1 温室効果ガスの排出状況

(1) エネルギー使用量及び二酸化炭素排出量

エネルギーの種類	(2024) 年度						E=B-D	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂)
	エネルギーの使用量			販売したエネルギーの量				
	数量 A	単位	熱量(GJ) B	数量 C	単位	熱量(GJ) D		
原油(コンデンセートを除く)		kL			kL			
原油のうちコンデンセート(NGL)		kL			kL			
揮発油(ガソリン)	30.00	kL	1,002		kL	1,002	69	
ナフサ		kL			kL			
ジェット燃料		kL			kL			
灯油	54.00	kL	1,971		kL	1,971	135	
軽油	33.00	kL	1,254		kL	1,254	86	
A重油	93.00	kL	3,618		kL	3,618	256	
B・C重油		kL			kL			
石油アスファルト		t			t			
石油コークス		t			t			
石油ガス	液化石油ガス(LPG)	3.00	t	150	t	150	9	
	石油系炭化水素ガス		千m ³		千m ³			
可燃性天然ガス	液化天然ガス(LNG)		t		t			
	その他可燃性天然ガス		千m ³		千m ³			
石炭	輸入原料炭		t		t			
	原料炭	コークス用原料炭		t	t			
		吹込用原料炭		t	t			
	一般炭	輸入一般炭		t	t			
		国産一般炭		t	t			
		輸入無煙炭		t	t			
石炭コークス		t		t				
コールタール		t		t				
コークス炉ガス		千m ³		千m ³				
高炉ガス		千m ³		千m ³				
発電用高炉ガス		千m ³		千m ³				
転炉ガス		千m ³		千m ³				
その他の燃料	都市ガス	655.00	千m ³	29,475	千m ³	29,475	1,502	
	()							
	()							
黒液		t		t				
木材		t		t				
木質廃材		t		t				
バイオエタノール		kL		kL				
バイオディーゼル		kL		kL				
バイオガス		千m ³		千m ³				
その他バイオマス		t		t				
RDF		t		GJ/t				
RPF		t		GJ/t				
廃タイヤ		t		GJ/t				
廃プラスチック(一般廃棄物)		t		GJ/t				
廃プラスチック(産業廃棄物)		t		GJ/t				
廃油		kL		GJ/kL				
廃棄物ガス		千m ³		千m ³				
混合廃材		t		t				
水素		t		t				
アンモニア		t		t				
その他燃料()								
小計①						37,470	2,058	
産業用蒸気		GJ		GJ				
産業用以外の蒸気		GJ		GJ				
温水		GJ		GJ				
冷水		GJ		GJ				
地熱		GJ		GJ				
温泉熱		GJ		GJ				
太陽熱		GJ		GJ				
雪氷熱		GJ		GJ				
小計②								
電気事業者①	12,571.00	千kWh	108,613	千kWh	108,613	5,954		
電気事業者② ※複数契約している場合使用		千kWh		千kWh				
自己託送(非燃料由来を除く)		千kWh		千kWh				
自家発電	太陽光	141.00	千kWh	508	千kWh	508		
	水力		千kWh		千kWh			
	風力		千kWh		千kWh			
	その他		千kWh		千kWh			
小計③						109,121	5,954	
合計 ④=①+②+③						146,591	7,111	

(2) 原油換算エネルギー使用量=(1)のエネルギー合計使用量×0.0258)

原油換算エネルギー使用量	7,111	kL
--------------	-------	----

(3) 温室効果ガスの総排出量

区分	温室効果ガスの排出量
二酸化炭素の排出量	7,111 t-CO ₂
	上記以外の二酸化炭素
メタンの排出量	t-CO ₂
一酸化二窒素の排出量	t-CO ₂
ハイドロフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
パーフルオロカーボンの排出量	t-CO ₂
六ふっ化硫黄の排出量	t-CO ₂
三ふっ化窒素の排出量	t-CO ₂
合計	7,111 t-CO ₂

備考1 原油換算量は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則(昭和54年通商産業省令第74号)第4条の方法により換算してください。
 2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)の第3条の規定により算定してください。
 3 エネルギーの使用量の欄には、県内に設置している工場又は事業所並びに店舗におけるエネルギー使用量の合計を記載してください。

別紙 その2

1 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

(1) 二酸化炭素の排出を抑制するための取組 (計画)

【目標値】

毎年度の目標値を基準値比(前年度比)99%(前年度の1%の削減)とする。

【具体的な取組】

○省エネルギー

階段利用の促進を行い、エレベーターの使用を抑制する。

時間外勤務の場合の照明は必要範囲に限定する。

定時退勤日の励行及び昼休み消灯(窓口業務を除く)を実施する。

照明設備を適切なセンサー制御に切り替える。

建物改修時にはLED照明を導入する。

デマンド警報発令時にメールや見える化モニターで情報発信を行う。

高効率空調機の導入。

超高効率アモルファス変圧器の導入。

空調機の運転時間及び室温設定の最適化を図る(原則として時間外の運転禁止)。

新営・改修に伴う施設において、省エネ機器に関する事前事後のエネルギー使用量を把握する。

省エネルギー型OA機器等の導入。

夏季における職場での軽装の励行。

○再生可能エネルギー(再エネ設備導入、再エネ由来電力の調達)

設置可能な建築物(敷地を含む。)に太陽光発電設備を設置することを目指す。

○自動車利用抑制

全学の保有自動車を調査し、必要性のない自動車については廃車にする等、保有台数の見直しを随時行う。

ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来学者の自動車利用の抑制・効率化を図る。

通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

○輸送の合理化

備考 主に次のことを記載してください。

- ・省エネルギー対策として、低暖房の適切な温度管理、製造工程における熱効率の向上、省エネ設備の導入等
- ・再生可能エネルギーの導入、再生可能エネルギー由来電力の調達
- ・自動車利用の抑制に係る取組
- ・定期的な荷受け・荷出しがある事業所は、輸送方法の合理化に係る取組

(2) 計画実現のための具体的な方法

環境教育基礎研修・内部監査員養成研修として、「環境マネジメントと岩手大学」「環境マネジメント実践学」を継続開講する。

環境セミナーを開催する。

(3) 計画の達成度の把握方法

環境目標・活動計画の監視測定計画に基づき部局・ユニットで監視を行う。

環境目標・活動計画達成状況を6ヶ月毎に行い、その結果を環境マネジメント推進室が評価する。

評価結果について環境マネジメント推進委員会において審議し、最高環境管理責任者に報告する。

2 その他の地球温暖化の対策に関する事項

部局別コピー機用紙等購入枚数により状況を把握するとともに、各種委員会でエコミーティングシステムによるペーパーレス会議を開催する。

コピー機の省資源機能(中とじ印刷・Nアップ等)を積極的に活用する。

小型家電のリサイクルを実施する。

部局別の月次水道使用量を監視し、漏水防止に努める。

節水型水道設備の設置を推進する。

別紙 その3 (自動車用)

1 二酸化炭素の排出の状況

自動車関係の二酸化炭素排出量 (年度)

燃料別	自動車		二酸化炭素の排出	
	保有台数	燃料使用量	排出係数 (B)	排出量
ガソリン	37 (4)	28,041 ℓ	2.29 kg-CO ₂ /ℓ	64,217 kg-CO ₂
軽油	10 ()	2,423 ℓ	2.62 kg-CO ₂ /ℓ	6,347 kg-CO ₂
LPG	()	kg	2.99 kg-CO ₂ /kg	kg-CO ₂
電気		kWh	0.402 kg-CO ₂ /kWh	kg-CO ₂
その他	()		kg-CO ₂ /()	kg-CO ₂
合計	47 (4)			70,564 kg-CO ₂

備考1 保有台数欄の () には、ハイブリッド車の台数 (内数) を記載してください。

2 二酸化炭素排出量は、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令 (平成11年政令第143号) の第3条の規定により算定してください。

2 二酸化炭素の排出の抑制のための措置

【目標値】

毎年度の目標値を基準値比(前年度比)99%(前年度の1%の削減)とする。

【具体的な取組】

○エコドライブ

アイドリングストップ、「ふんわりアクセル」等のエコドライブを推進する。

○輸送の合理化

○電動車

代替可能な電動車(電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車)がない場合等を除き、新規導入及びリース車の新規契約において2024年度以降全て電動車とする。

○自動車利用抑制

全学の保有自動車を調査し、必要性のない自動車については廃車にする等、保有台数の見直しを随時行う。ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来学者の自動車利用の抑制・効率化を図る。

通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

備考 主に次のことを記載してください。

- ・エコドライブの取組 (駐車時のエンジン停止、急発進や急加速の抑制等)
- ・輸送方法の合理化に関する取組
- ・電動車 (ハイブリッド自動車、電気自動車等) の導入
- ・輸送業務以外での自動車利用の抑制に係る取組

3 その他の地球温暖化の対策に関する事項